



# 資料編／財務データ（単体）

ろうきんの  
理念と基本姿勢

2019年度  
事業の概況

2020年度  
事業計画

中国ろうきんの概要

商品の1案内

中国ろうきんの  
ネットワーク

中国ろうきんの歩み

資料編

索引

## ○ 決算の状況

貸借対照表	59～62
損益計算書	63
剰余金処分計算書	63

## ○ 安全性の指標

リスク管理債権 (破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権・合計額)	64
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」	64
資産査定に係る各種基準の比較	65～66

## ○ 経営指標

主要な業務の状況を示す指標	67
純資産の内訳	67
常勤役員1人当たり預金・貸出金残高	67
1店舗当たり預金・貸出金残高	67

## ○ 業績の内容

会員数・出資金に関する指標	
会員数内訳	68
大口出資会員一覧	68
出資配当等	68
預金に関する指標	
預金科目別残高(期末残高)	68
預金種類別内訳(平均残高)	68
定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	68
預金者別内訳(期末残高)	68
財形貯蓄残高(期末残高)	68

## 貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳(平均残高)	69
貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	69
貸出金担保種類別内訳(期末残高)	69
債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)	69
貸出金使途別内訳(期末残高)	69
貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)	69
預貸率(期末値・期中平均値)	69

## 有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高	70
有価証券の種類別・残存期間別の残高	70
有価証券の種類別の平均残高	70
預証率(期末値・期中平均値)	70
有価証券の時価情報	70～71
金銭の信託の時価情報	71

## 金融先物取引等・デリバティブ取引・

先物外国為替取引等	71
「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について	71

## その他業務に関する指標

公共債窓口販売実績	72
投資信託窓口販売実績	72
内国為替取扱実績	72

## ○ 自己資本の充実の状況

単体自己資本比率(国内基準)	72
自己資本の構成に関する開示事項	73～74
自己資本の充実度に関する事項	75
信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)	76～77
信用リスク削減手法に関する事項	78
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	78
証券化エクスポージャーに関する事項	78
出資等エクスポージャーに関する事項	79
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし 計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
金利リスクに関する事項	79
オペレーショナル・リスクに関する事項	80

# 決算の状況

## ● 貸借対照表

資産の部	2018年度末	2019年度末
現金	9,610	8,999
預け金	420,629	412,512
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	1,000	1,000
商品有価証券	—	—
有価証券	98,413	98,439
国債	10,148	7,459
地方債	17,883	18,346
社債	53,553	54,944
投資信託	10,662	10,876
株式	174	181
外国証券	5,991	6,630
貸出金	707,826	756,014
手形貸付	10,145	7,990
証書貸付	661,535	710,567
当座貸越	36,145	37,456
外国為替	—	—
その他資産	10,307	11,287
未決済為替貸	6	72
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700
前払費用	29	22
未収収益	2,114	2,184
その他の資産	456	1,306
有形固定資産	12,106	11,926
建物	6,648	6,506
土地	4,819	4,819
建設仮勘定	3	—
その他の有形固定資産	635	601
無形固定資産	98	116
ソフトウェア	56	74
その他の無形固定資産	42	41
前払年金費用	237	243
繰延税金資産	1,044	1,085
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	25	17
貸倒引当金	△463	△451
(うち個別貸倒引当金)	△448	△434

負債および純資産の部	2018年度末	2019年度末
預金積金	1,139,201	1,163,111
当座預金	25	23
普通預金	325,787	343,541
貯蓄預金	481	452
通知預金	—	—
別段預金	366	402
納税準備預金	—	—
定期預金	812,539	818,693
定期積金	—	—
譲渡性預金	9,538	11,243
借入金	48,200	62,700
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマースナル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	3,605	2,945
未決済為替借	7	18
未払費用	1,449	1,248
給付補填備金	—	—
未払法人税等	462	637
前受収益	28	24
払戻未済金	4	3
払戻未済持分	0	—
金融派生商品	—	—
資産除去債務	41	41
その他の負債	1,612	972
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	281	297
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	3,823	3,248
役員退職慰労引当金	109	61
睡眠預金払戻損失引当金	146	128
ポイント景品交換制度準備引当金	128	116
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	20	20
債務保証	25	17
負債の部計	1,205,080	1,243,891
出資金	6,996	6,993
普通出資金	6,996	6,993
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	48,253	50,262
利益準備金	7,036	7,036
その他利益剰余金	41,216	43,225
特別積立金	38,718	40,418
(特別積立金)	3,914	3,914
(機械化積立金)	11,993	12,993
(金利変動等準備積立金)	12,358	13,058
(配当準備積立金)	850	850
(経営基盤強化積立金)	8,738	8,738
(その他の積立金)	863	863
当期末処分剰余金	2,497	2,806
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	55,249	57,255
その他有価証券評価差額金	543	81
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	△37	△37
評価・換算差額等合計	505	43
純資産の部合計	55,755	57,298
負債および純資産の部合計	1,260,835	1,301,190

(単位：百万円)

(注記)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価基準および評価方法**  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法、子会社株式については移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 金銭の信託の評価基準および評価方法**  
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- デリバティブ取引の評価基準および評価方法**  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法**  
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりです。  
建物 22年～50年 その他 3年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法**  
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金の計上基準**  
貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
- 賞与引当金の計上基準**  
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金の計上基準**  
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。  
また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりです。  
(1) 過去勤務費用  
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理  
(2) 数理計算上の差異  
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理(追加情報)  
当金庫は2019年4月1日に職員(嘱託等職員および契約職員を除く)の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。  
この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。  
なお、この制度移行による退職給付制度終了益148,090千円を特別利益に計上しております。
- 役員退職慰労引当金の計上基準**  
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準**  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失に対し、必要と認める額を計上しております。
- ポイント景品交換制度準備引当金の計上基準**  
ポイント景品交換制度準備引当金は、ポイント景品交換制度実施要領に基づき、当事業年度末における未交換ポイント等に係る支払見込額を引当てしております。
- 消費税および地方消費税の会計処理**  
消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額**  
有形固定資産の減価償却累計額 7,981,522千円  
有形固定資産の圧縮記帳額 21,765千円
- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額**  
481,618千円
- 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額**  
—千円
- 子会社等の株式(および出資金)総額** 50,000千円
- 子会社等に対する金銭債権総額** 32千円
- 子会社等に対する金銭債務総額** 117,825千円

- 破綻先債権および延滞債権額**  
貸出金のうち、破綻先債権額は321,195千円、延滞債権額は5,856,544千円です。  
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。
  - 3か月以上延滞債権額**  
貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は551,882千円です。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
  - 貸出条件緩和債権額**  
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は491千円です。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
  - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額**  
破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、6,730,114千円です。  
なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
  - 担保に供している資産**  
担保に供している資産は次のとおりです。  
担保に供している資産 定期預金 30,600千円  
担保資産に対応する債務 別段預金 328,294千円  
普通預金 250,320千円  
上記のほか、内国為替取引・当座借越契約用として、定期預金95,219,300千円を差し入れております。  
また、その他の資産のうち保証金は114,919千円であります。
  - 土地の再評価の方法と差額**  
土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
計上額については、旧岡山労働庫で土地の再評価を行っていたものを、合併に伴い中国労働金庫が継承しております。
- | 再評価を行った年月日          | 1999年3月31日  |
|---------------------|---|
| 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 | 土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士または不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、(時点修正等)合理的な調整を行って算出。 |
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 186,145千円
- 出資1口当たりの純資産額** 8,193円47銭
  - 目的積立金**  
目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。
  - 金融商品の状況に関する事項**
    - 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。
    - 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金であり、お客さまの契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的およびその他の目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクを回避しています。
    - 金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当金庫は、融資業務諸規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか融資統括部により行われ、また、定期的に経営陣による経営管理委員会や常務会・理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。  
②市場リスクの管理  
(i)金利リスクの管理  
統合的リスク管理規程において、リスク管理方法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定された統合的リスク管理方針に基づき、経営管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

ろっさんの  
理念と基本姿勢

2019年度  
事業の概況

2020年度  
事業計画

中国ろっさんの概要

商品のご案内

中国ろっさんの  
ネットワーク

中国ろっさんの歩み

資料編

索引





## 安全性の指標

### ● リスク管理債権

（破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額）

2019年度のリスク管理債権合計は6,730百万円で、貸出金残高756,014百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.89%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が321百万円、「延滞債権」が5,856百万円、「3カ月以上延滞債権」が551百万円となっています。

リスク管理債権合計6,730百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が6,292百万円となっています。また、「貸倒引当金」を434百万円引当てています。その結果、保全額は6,727百万円となり、リスク管理債権合計の99.95%をカバーしています。

区 分	2018年度末	2019年度末
リスク管理債権 合計 (A)	6,376	6,730
破綻先債権	500	321
延滞債権	5,490	5,856
3カ月以上延滞債権	384	551
貸出条件緩和債権	0	0
保全額 (B)	6,374	6,727
担保・保証等による回収見込額	5,926	6,292
貸倒引当金	447	434
保全率 (B) / (A) (%)	99.96	99.95
貸出金残高 (C)	707,826	756,014
リスク管理債権比率 (A) / (C) (%)	0.90	0.89

注) 原則として、保全率は100%を上限として記載しています。

「リスク管理債権」とは  
何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは  
借手手の自己破産などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは  
今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借手手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということとなります。

「3カ月以上延滞債権」とは  
借手手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは  
借手手の経済的再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借手手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです（ただし、借手手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません）。貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込額」とは  
リスク管理債権のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは  
将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示（△）します。  
「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借手手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。  
「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸借実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。  
なお、引当基準については、貸借対照表に記載していますのでご参照ください。

### ● 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

2020年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。  
(単位：百万円)

	2018年度末	2019年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	6,384	6,736
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,384	2,285
危険債権	3,614	3,898
要管理債権	385	552
保全額 (B)	6,376	6,727
担保・保証等による回収見込額	5,926	6,292
貸倒引当金	449	435
保全率 (B) / (A) (%)	99.88	99.87
正常債権 (C)	702,357	750,103
合計 (D) = (A) + (C)	708,741	756,839
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)	0.90	0.89

注) 1.原則として、保全率は100%を上限として記載しています。  
2.金額は決算後（償却後）の計数です。  
3.単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは  
総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借手手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは  
総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借手手が破綻の状態には至っていないものの、財務状態・収入状況が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができなくなる可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは  
貸出金のうち、上記の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは  
総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借手手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込額」とは  
「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは  
将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示（△）します。  
「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借手手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。  
「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸借実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。  
なお、引当基準については、貸借対照表に記載していますのでご参照ください。

### ● 損益計算書

科 目	2018年度	2019年度
経常収益	16,672	17,119
資金運用収益	14,925	15,287
貸出金利息	12,186	12,693
預け金利息	1,380	1,267
有価証券利息配当金	651	845
その他の受入利息	706	480
役員取引等収益	1,033	1,142
受入為替手数料	190	199
その他の役員収益	843	943
その他業務収益	576	620
国債等債券売却却益	9	32
その他の業務収益	566	587
その他経常収益	136	70
貸倒引当金戻入益	11	12
償却債権取立益	0	0
株式等売却却益	9	2
金銭の信託運用益	52	53
その他の経常収益	63	1
経常費用	14,339	14,140
資金調達費用	598	581
預金利息	596	579
給付補填備金繰入額	-	-
譲渡性預金利息	1	2
役員取引等費用	2,770	2,857
支払為替手数料	578	542
その他の役員費用	2,192	2,314
その他業務費用	36	51
国債等債券売却損	36	51
金融派生商品費用	-	-
その他の業務費用	0	0
経費	10,909	10,641
人件費	5,612	5,623
物件費	5,180	4,885
税金	116	132
その他経常費用	24	8
貸出金償却	0	-
株式等売却損	4	8
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	19	-
経常利益	2,332	2,979
特別利益	-	166
固定資産処分益	-	17
その他の特別利益	-	148

### ● 剰余金処分計算書

科 目	2018年度 (総会承認日2019年6月25日)	2019年度 (総会承認日2020年6月25日)
当期末処分剰余金	2,497	2,806
当期純利益	1,623	2,248
繰越金 (当期首残高)	873	558
土地再評価差額金取崩額	-	-
剰余金処分額	1,939	2,249
普通出資に対する配当金	(年2.00%) 139	(年2.00%) 139
事業の利用分量に対する配当金	99	99
特別積立金	1,700	2,010
金利変動等準備積立金	700	1,000
機械化積立金	1,000	1,000
助け合い積立金	-	-
圧縮積立金	-	10
繰越金 (当期末残高)	558	556

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2020年5月27日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において上記の貸借対照表および損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2020年5月20日に受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月25日

中国労働金庫

理 事 長 戸 守 学



● 資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

資産査定債務者区分			労金の償却・引当基準		
区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)	区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)
対象債権	債権		対象債権	債権	
定義	労働金庫の資産査定要領		定義	処理基準 労働金庫の資産査定要領	
債務者区分			債務者区分	分類	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	321	破綻先	Ⅳ分類 全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	0
				Ⅲ分類 全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	0
				非・Ⅱ分類	321
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	1,964	実質破綻先	Ⅳ分類 全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。	5
				Ⅲ分類 全額を個別貸倒引当金に繰入れる。	1
				非・Ⅱ分類	1,957
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	3,898	破綻懸念先	Ⅲ分類 必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。	427
				非・Ⅱ分類	3,471
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	4,640	要注意先	Ⅱ分類 予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	571
			要管理先		
			要管理債権		
			要管理債権以外(注5)		
			要管理先以外の要注意先	Ⅱ分類 予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	4,068
			非分類		
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	740,289	正常先	非分類 予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。(注1)	740,289
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権	5,725	その他	-	5,725

債権の区分（金融再生法に基づく報告・公表）			リスク管理債権の区分（労金法に基づく開示）		
区分単位	債務者単位	金額 (単位：百万円)	区分単位	債権単位	金額 (単位：百万円)
対象債権	総与信		対象債権	貸出金	
定義	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条		定義	労働金庫法施行規則第114条	
債権区分			区分		
(注2)			(注4)		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権	321	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立てを行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金	321
(注2)			(注4)		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権		1,964	延滞債権	元金または利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金	1,963
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権	3,898	延滞債権		3,892
要管理債権（債権単位）	元金または利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金	552	3カ月以上延滞債権	元金または利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）	551
貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金	0	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く）	0
正常債権(注3)	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	750,103			

(注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。

(注2) 償却・引当基準と金融再生法の差（網かけ部分）は、直接償却額分です。

(注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。

(注4) 金融再生法とリスク管理債権の差（網かけ部分）は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。

(注5) 要管理債権を有する債務者の、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。

## 経営指標

### ● 主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
業務粗利益	13,130	13,559
業務粗利益率	1.07%	1.06%
業務純益	2,395	3,090
実質業務純益	2,395	3,090
コア業務純益	2,422	3,110
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	2,422	3,110
資金運用収支	14,328	14,705
役務取引等収支	△1,737	△1,715
その他業務収支	539	568
資金運用勘定平均残高	1,222,176	1,269,176
資金運用収益（受取利息）	14,925	15,287
資金運用収益増減（△）額	323	361
資金運用利回り	1.22%	1.20%
資金調達勘定平均残高	1,185,972	1,232,049
資金調達費用（支払利息）	598	581
資金調達費用増減（△）額	△16	△16
資金調達利回り	0.05%	0.04%
資金調達原価率	0.95%	0.89%
資金利鞘	0.27%	0.31%
総資産経常利益率	0.18%	0.22%
総資産当期純利益率	0.12%	0.17%
総資産業務純益率	0.19%	0.23%
純資産経常利益率	4.20%	5.22%
純資産当期純利益率	2.92%	3.94%
純資産業務純益率	4.31%	5.41%

### ● 純資産の内訳

(単位：百万円)

科 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
純資産	53,386	53,728	54,153	55,755	57,298
出資金	7,003	7,002	7,001	6,996	6,993
普通出資金	7,003	7,002	7,001	6,996	6,993
利益剰余金	45,895	46,461	46,939	48,253	50,262
利益準備金	7,036	7,036	7,036	7,036	7,036
その他利益剰余金	38,858	39,424	39,902	41,216	43,225
特別積立金	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914
目的積立金	33,283	33,304	33,304	34,804	36,504
当期末処分剰余金	1,660	2,205	2,683	2,497	2,806
当期純利益	795	944	857	1,623	2,248
評価・換算差額等合計	487	264	213	505	43

### ● 常勤役員1人当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
預金残高（平均残高）	1,460	1,494
貸出金残高（平均残高）	864	932

注）役員数は期中平均人員を使用しています。

注）1.「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2.利益率・純益率

$$\text{総資産（純）利益率（純益率）} = \frac{\text{（純）利益（純益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産（純）利益率（純益率）} = \frac{\text{（純）利益（純益）}}{\text{純資産（外部流出額を除く）期末残高}} \times 100$$

### ● 1店舗当たり預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
預金残高（平均残高）	29,463	30,089
貸出金残高（平均残高）	17,429	18,775

注）店舗数は期末の店舗数を使用しています。

## 業績の内容

### ● 会員数・出資金に関する指標

#### 〈会員数内訳〉

(単位：会員、千円、%)

項 目	2018年度末			2019年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	3,762	6,753,439	96.52	3,729	6,757,239	96.62
民間労働組合	2,103	4,240,106	60.60	2,138	4,355,100	62.27
民間以外の労働組合 および公務員の団体	660	1,216,428	17.38	608	1,103,048	15.77
生活協同組合	55	130,934	1.87	55	130,934	1.87
その他団体	944	1,165,971	16.66	928	1,168,157	16.70
個人会員	2,592	243,138	3.47	2,487	236,006	3.37
合 計	6,354	6,996,577	100.00	6,216	6,993,245	100.00

#### 〈大口出資会員一覧〉

(単位：千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	一般社団法人 広島労働会館	545,608	8.07
2	J F E スチール倉敷労働組合	242,260	3.59
3	マツダ労働組合	223,248	3.30
4	一般社団法人 山口県労働者福祉協議会	210,110	3.11
5	一般社団法人 岡山県労働者福祉協議会	162,874	2.41
6	日鉄ステンレス労働組合 周南	116,000	1.72
7	全国マツダ労働組合連合会	101,300	1.50
8	中電工労組	100,000	1.48
9	日ノ丸共済会	77,010	1.14
10	三井E&S労働組合連合会岡山地方支部	76,472	1.13
11	東ソー労働組合	66,479	0.98
12	トクヤマ労働組合	64,607	0.96
13	三菱自動車工業労働組合水島支部	62,500	0.92
14	宇部興産労働組合	60,678	0.90
15	自治労鳥取県本部	59,218	0.88
16	I H I 労働組合連合会呉支部	55,298	0.82
17	J F E スチール福山労働組合	52,328	0.77
18	J P 労組岡山連絡協議会	50,000	0.74
18	日鉄日新製鋼労働組合呉支部	50,000	0.74
20	自治労広島県本部	49,110	0.73

2020年3月31日現在

#### 〈出資配当等〉

(単位：千円)

項 目	2018年度	2019年度
	(総会承認日2019年6月25日)	(総会承認日2020年6月25日)
出資配当 (配当率)	139,754 (年2%の割合)	139,487 (年2%の割合)
利用配当	99,994	99,994
配当負担率	9.59%	8.53%

$$\text{注）配当負担率} = \frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}}$$

### ● 預金に関する指標

#### 〈預金科目別残高（期末残高）〉

(単位：百万円)

項 目	2018年度末			2019年度末		
	個人	法人		個人	法人	
		公金預金	金融機関預金		公金預金	金融機関預金
当座預金	-	-	25	-	-	23
普通預金	286,880	892	21	37,992	304,569	721
貯蓄預金	481	-	-	452	-	-
通知預金	-	-	-	-	-	-
別段預金	1	280	51	32	330	40
定期預金	746,509	2,019	-	64,010	750,823	2,357
その他預金	-	-	-	-	-	-
合 計	1,033,873	3,192	73	102,062	1,055,846	3,409

#### 〈預金種類別内訳（平均残高）〉

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
流動性預金	323,588	339,001
定期性預金	815,946	824,077
譲渡性預金	9,528	10,400
その他の預金	-	-
合 計	1,149,062	1,173,478

#### 〈定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）〉

(単位：百万円)

項 目	2018年度	2019年度
固定金利定期預金	812,202	818,303
変動金利定期預金	337	390
その他	-	-
合 計	812,539	818,693

#### 〈預金者別内訳（期末残高）〉

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	961,492	84.40	980,245	84.27
民間労働組合	464,655	40.78	466,624	40.11
民間以外の労働組合および公務員の団体	254,036	22.29	253,419	21.78
生活協同組合および同連合会	5,692	0.49	5,797	0.49
その他団体 (うち間接構成員)	237,109 (877,260)	20.81 (77.00)	254,405 (896,046)	21.87 (77.03)
個人会員	10,708	0.93	10,036	0.86
国・地方公共団体・非営利法人	2,970	0.26	3,144	0.27
一般員外 (a)	164,027	14.39	169,683	14.58
合 計	1,139,201	100.00	1,163,111	100.00

注）当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

(単位：百万円)

項 目	2018年度末	2019年度末
一般員外譲渡性預金 (b)	8,916	9,216
一般員外預金計 (c) : (上表の (a) + (b) )	172,943	178,899
譲渡性預金を含む総預金残高 (d)	1,148,739	1,174,355
一般員外預金比率 (c) / (d) × 100	15.05%	15.23%

#### 〈財形貯蓄残高（期末残高）〉

(単位：百万円、%)

項 目	2018年度末		2019年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	150,744	13.12	150,904	12.84
財形年金	59,575	5.18	57,990	4.93
財形住宅	11,642	1.01	10,972	0.93
合 計	221,962	19.32	219,867	18.72

● 貸出金等に関する指標

〈貸出金科目別内訳（平均残高）〉 (単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
手形貸付	8,910	9,215
証書貸付	635,660	686,122
当座貸越	35,184	36,906
割引手形	-	-
合計	679,755	732,243

〈貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
固定金利貸出金	117,954	118,548
変動金利貸出金	589,872	637,466
合計	707,826	756,014

注) 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

〈貸出金担保種類別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
当金庫預金積金	2,288	2,228
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	23,194	19,605
その他	-	-
小計	25,483	21,833
保証	676,171	728,143
信用	5,982	5,874
合計	707,826	756,014

〈債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
当金庫預金積金	-	-
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	-	-
その他	-	-
小計	-	-
保証	25	17
信用	-	-
合計	25	17

〈貸出金使途別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸付手当て策資金	-	-	-	-
生活資金	91,673	12.95	95,858	12.67
カードローン	31,086	4.39	32,805	4.33
教育ローン	5,921	0.83	6,710	0.88
その他	54,666	7.72	56,343	7.45
福利共済資金	5,857	0.82	5,791	0.76
設備資金	803	0.11	754	0.09
生協資金	-	-	-	-
設備資金	-	-	-	-
住宅資金	606,491	85.68	653,610	86.45
一般住宅資金	-	-	-	-
住宅事業資金	-	-	-	-
合計	707,826	100.00	756,014	100.00

〈貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合	361,701	51.10	381,823	50.50
民間以外の労働組合および公務員の団体	95,611	13.50	95,388	12.61
消費生活協同組合および連合会	31,609	4.46	42,948	5.68
その他の団体	196,052	27.69	211,569	27.98
《間接構成員》	《684,097》	《96.64》	《730,904》	《96.67》
個人会員	39	-	33	-
会員等計	685,014	96.77	731,764	96.79
預金積金担保貸出	198	0.02	205	0.027
その他	22,614	3.19	24,040	3.17
業種別内訳		(100.00)		(100.00)
製造業	-	(-)	-	(-)
農業、林業	-	(-)	-	(-)
漁業	-	(-)	-	(-)
鉱業、採石業、砂利採取業	-	(-)	-	(-)
建設業	-	(-)	-	(-)
電気・ガス・熱供給・水道業	-	(-)	-	(-)
情報通信業	-	(-)	-	(-)
運輸業、郵便業	-	(-)	-	(-)
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	-	(-)	-	(-)
金融業、保険業	-	(-)	-	(-)
不動産業、物品賃貸業	-	(-)	-	(-)
医療、福祉	-	(-)	-	(-)
サービス業	-	(-)	-	(-)
国・地方公共団体	5,784	(25.57)	5,715	(23.77)
個人	16,830	(74.42)	18,325	(76.22)
その他	-	(-)	-	(-)
会員外計	22,812	3.22	24,250	3.20
合計	707,826	100.00	756,014	100.00

〈預貸率（期末値・期中平均値）〉 (単位：%)

項目	2018年度	2019年度
預貸率（期末値）	61.61	64.37
預貸率（期中平均値）	59.15	62.39

● 有価証券に関する指標

〈商品有価証券の種類別の平均残高〉

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

〈有価証券の種類別・残存期間別の残高〉 (単位：百万円)

項目	計	期間の定めなし					
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超		
国債	2018年度末	10,148	-	2,946	7,200	1	-
	2019年度末	7,459	-	7,158	0	1	299
地方債	2018年度末	17,883	-	682	10,148	2,522	4,529
	2019年度末	18,346	-	7,866	2,794	2,478	5,205
短期社債	2018年度末	-	-	-	-	-	-
	2019年度末	-	-	-	-	-	-
社債	2018年度末	53,553	3,844	6,446	20,885	16,184	6,192
	2019年度末	54,944	6,092	5,872	22,213	11,472	9,294
貸付信託	2018年度末	-	-	-	-	-	-
	2019年度末	-	-	-	-	-	-
投資信託	2018年度末	10,662	6,859	-	405	3,102	294
	2019年度末	10,876	6,559	-	334	3,982	-
株式	2018年度末	174	174	-	-	-	-
	2019年度末	181	181	-	-	-	-
外国証券	2018年度末	5,991	-	299	5,202	489	-
	2019年度末	6,630	-	600	5,451	578	-
その他の証券	2018年度末	-	-	-	-	-	-
	2019年度末	-	-	-	-	-	-
合計	2018年度末	98,413	10,878	10,374	43,842	22,301	11,016
	2019年度末	98,439	12,833	21,497	30,794	18,514	14,799

〈有価証券の種類別の平均残高〉 (単位：百万円、%)

項目	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	10,053	11.22	7,200	7.46
地方債	17,041	19.03	18,286	18.94
短期社債	-	-	-	-
社債	48,704	54.40	53,727	55.67
貸付信託	-	-	-	-
投資信託	9,239	10.32	10,869	11.26
株式	127	0.14	184	0.19
外国証券	4,359	4.86	6,236	6.46
その他の有価証券	-	-	-	-
合計	89,527	100.00	96,505	100.00

注) 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債が含まれます。

〈預証率（期末値・期中平均値）〉 (単位：%)

項目	2018年度	2019年度
預証率（期末値）	8.56	8.38
預証率（期中平均値）	7.79	8.22

〈有価証券の時価情報〉

ろうきんでは、預金の形でお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記(60頁)をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2020年3月末現在の状況であり、今後、変動してまいります。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1 売買目的有価証券

売買目的有価証券は、該当ありません。

2 満期保有目的の債券 (単位：百万円)

項目	項目	2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	7,750	7,879	128	7,552	7,580	28
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,799	1,816	17	999	1,001	1
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	9,549	9,695	146	8,552	8,582	30
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計		9,549	9,695	146	8,552	8,582	30

注) 1.時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。  
2.社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。  
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3 子会社・子法人等株式および関連法人等株式

子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるものは、該当ありません。



## 自己資本の充実の状況

### ● 単体自己資本比率（国内基準）

2018年度末	2019年度末
8.78	8.47

注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。この自己資本比率告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の自己資本比率告示が適用されております。また、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは	
自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもち金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。2013年度末から適用する算式は以下のとおりです。	
$\text{自己資本比率} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額）（注1）} \\ - \\ \text{コア資本に係る調整項目の額（注2）} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{信用リスク・アセットの額の合計額（注3）} \\ + \\ \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5 \text{（注4）} \end{array} \right)}$	
<small>（注1） 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計  <small>（注2） 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計  <small>（注3） 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額  <small>（注4） 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。</small> </small> </small> </small>	

#### ①信用リスク・アセットの計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は「標準的手法」<sup>(注)</sup>を採用しています。

(注) 標準的手法…細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

#### ②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」および「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」<sup>(注)</sup>を採用しています。

(注) 基礎的手法…粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は8.47%ですから、行政措置を受けることはありません。引続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実にも努めてまいります。

### ● その他業務に関する指標

項目	2018年度	2019年度
国債	57,850	34,440

項目	2018年度	2019年度
投資信託	38,086	50,113

項目	区分	2018年度	2019年度
送金・振込	各地へ向けた分	275,744	301,514
	各地より受けた分	3,133,610	3,398,118
代金取立	各地へ向けた分	3	2
	各地より受けた分	7	14
合計	各地へ向けた分	275,747	301,516
	各地より受けた分	3,133,617	3,398,132

### ● 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

「デリバティブ取引」とは
金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオフバランス取引（帳簿外の取引）が急速に広まってきました。これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。 (1) 先物 (2) スワップ (3) オプション

「先物取引」「先渡し取引」とは
もともになるもの（例えば国債等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとに、その値を売買する取引のことをいいます。「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡し取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは
あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。当金庫では、固定金利選択型ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

「オプション」とは
あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。当金庫でキャップローン（上限金利付住宅ローン）の取扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しているキャップも、このオプションのうちの一つです。

### 〈「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について〉

#### 1. 「利用目的」

当金庫では、保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

#### 2. 「取組みの情報」

具体的には、固定金利選択型住宅ローン、上限金利付住宅ローン等で低利な融資をご提供する際や長期の預金をお預りするに当たって、将来の金利変動リスク回避を目的として、金利関連取引を実施しています。

#### 3. 「リスク管理に対する管理態勢」

当金庫では、「資金運用規定」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、理事会などに報告しています。今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理態勢の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

### 〈金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引〉

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

### 4 その他有価証券

	項目	2018年度末			2019年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	68,783	68,135	647	43,589	43,267	322
	国債	10,148	10,056	91	7,160	7,129	30
	地方債	10,132	9,964	168	10,201	10,092	109
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	48,502	48,115	386	26,227	26,044	183
	その他	7,529	7,363	166	4,876	4,800	76
小計	76,313	75,499	813	48,466	48,067	399	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	74	85	△10	82	85	△2
	債券	3,252	3,258	△6	28,607	28,764	△156
	国債	-	-	-	299	299	0
	地方債	-	-	-	591	596	△5
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	3,252	3,258	△6	27,716	27,867	△151
	その他	3,368	3,421	△52	6,070	6,200	△129
小計	6,695	6,764	△69	34,761	35,049	△288	
合計	83,008	82,264	744	83,227	83,116	111	

注) 1.貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。  
2.社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。  
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

### 5 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

項目	2018年度末	2019年度末
子会社・子法人等株式	50	50
関連法人等株式	-	-
非上場株式	49	49
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700
私募投資信託（REIT）	5,755	6,559
合計	13,555	14,358

### 〈金銭の信託の時価情報〉

	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
その他の金銭信託	1,000	-	1,000	-

注) 1.貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。  
2.時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。  
3.「運用目的の金銭の信託」および「満期保有目的の金銭の信託」はありません。



(1) 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	2018年度末	2019年度末
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	55,010	57,016
うち、出資金および資本剰余金の額	6,996	6,993
うち、利益剰余金の額	48,253	50,262
うち、外部流出予定額 (△)	△239	△239
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	16
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>55,025</b>	<b>57,033</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	98	116
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	98	116
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	173	177
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>272</b>	<b>293</b>
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ) 54,752	56,739
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	598,796	645,060
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△301	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△301	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,300	24,640
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
<b>リスク・アセットの額の合計額 (ニ)</b>	<b>623,097</b>	<b>669,701</b>
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.78	8.47

自己資本調達手段の概要

2019年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：中国労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：57,033百万円

**「コア資本」とは**

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

**「コア資本に係る基礎項目」とは**

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

**「出資金」とは**

会員のみなさまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

**「非累積的永久優先出資」とは**

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

**「資本剰余金」とは**

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

**「利益剰余金の額」とは**

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- 金利変動準備積立金  
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- 機械化積立金  
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。
- 配当準備積立金  
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- 経営基盤強化積立金  
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

**「外部流出予定額 (△)」とは**

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみなさまへ還元することが予定されるものを指しています。

**「上記以外に該当するものの額」とは**

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

**「一般貸倒引当金」とは**

引当金は将来の費用または損失に対して引当て(積み立て)るものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金の3種類を引当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引当てするというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています(算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%)。

**「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは**

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては、経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

**「コア資本に係る調整項目」とは**

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金試算等があげられます(ただし、2017年度末までは調整項目対象額に掛目を乗じた額をコア資本に係る調整項目の額に参入することを可とする経過措置が設けられており、当金庫ではこの経過措置を適用してあります)。

**「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは**

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収に充てることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。(2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されていました。)

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫で2017年度末までこの経過措置を適用してあります。

**「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは**

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

**「証券化エクスポージャー」とは**

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

**「前払年金費用の額」とは**

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由に充てることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用してあります。

**「自己資本の額 ((イ) - (ロ))」とは**

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。





引当金の算定については、「資産査定実施規程」に基づき算定しています。

万が一、当金庫が取引相手に担保を追加的に提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

## (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

①オリジネーターの場合

該当はありません。

②投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳（単位：百万円）

	2018年度末		2019年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	758	－	474	－
カードローン	－	－	－	－
住宅ローン	－	－	－	－
自動車ローン	－	－	－	－

注）再証券化エクスポージャーは保有しておりません。

保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等（単位：百万円）

	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2018年度末		2019年度末		2018年度末		2019年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	758	－	474	－	6	－	3	－
50%	－	－	－	－	－	－	－	－
100%	－	－	－	－	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－	－	－	－	－
カードローン	－	－	－	－	－	－	－	－
住宅ローン	－	－	－	－	－	－	－	－
自動車ローン	－	－	－	－	－	－	－	－

注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%  
2. 再証券化エクスポージャーは保有しておりません。  
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

### 証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、有価証券の運用先の多様化によるリスクの分散を図るため、証券化商品を購入しています。証券化取引の役割としては、「投資家」に該当します。

リスクを限定するために、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、裏付けとなる資産の状況、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

### 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しています。

### 証券化取引に関する会計方針

当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

### 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- S&Pグローバル・レーティング（S&P）

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（単位：百万円）

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,290	2,228	0	－	－	－
ソブリン向け	－	－	－	－	－	－
金融機関向け	－	－	－	－	－	－
事業法人等向け	8	4	－	－	－	－
中小企業等・個人向け	2,282	2,224	0	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
延滞	－	－	－	－	－	－

### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要（貸出金と自行預金の相殺）

当金庫では、「貸出金と自行預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

### 〈適格金融資産担保〉

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定実施規則」に基づき適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

### 〈保証〉

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社等に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

### 〈クレジット・デリバティブ〉

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

## (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等（単位：百万円）

	2018年度末	2019年度末
	派生商品取引	派生商品取引
グロス再構築コストの額	(A)	－
グロスのアドオンの額	(B)	－
グロスの与信相当額 (A) + (B)	(C)	－
ネットティングによる与信相当額の削減額	(D)	－
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案前の与信相当額 (C) - (D)	(E)	－
金利関連取引	－	－
担保の額	(F)	－
担保による信用リスク削減手法の効果 勘案後の与信相当額 (E) - (F)	(G)	－

注）与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。

### 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、以下の派生商品取引を利用しています。

- 金利スワップ取引…固定金利選択型住宅ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。
- キャップ取引………キャップローン（上限金利付住宅ローン）の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信限度枠は「デリバティブ取引規程」で定めています。与信相当額が与信限度枠内に収まるよう管理することにより、リスクを限定しています。そのため、担保による保全是行っておりません。また、リスク資本の割当についても行っておりません。

### ③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別（単位：百万円）

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農業、林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業、物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
サービス業	415	404	404	393	－	－	415	404	404	393	－	－
国・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	46	42	42	40	1	－	45	42	42	40	1	－
その他	－	1	1	0	－	－	－	1	1	0	－	－
合計	461	448	448	434	1	－	460	448	448	434	1	－

注）当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

### ④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2018年度末			2019年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	－	46,212	46,212	－	42,033	42,033
10%	－	7,335	7,335	－	7,051	7,051
20%	6,361	430,785	437,146	5,977	420,392	426,369
35%	－	223,790	223,790	－	214,993	214,993
50%	18,213	7	18,221	20,712	－	20,712
75%	－	477,276	477,276	－	534,294	534,294
100%	3,702	29,343	33,046	4,308	31,217	35,526
150%	－	577	577	－	777	777
200%	－	－	－	－	－	－
250%	－	11,741	11,741	－	14,791	14,791
1250%	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合計	28,278	1,227,070	1,255,348	30,998	1,265,552	1,296,551

注）1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. 国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無に係らず「格付無し」に分類しています。  
4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### 信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の特設部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」および「貸出金等償却・引当事務手続規程」に基づき以下のとおり計上しています。

- ・正常先債権および要注意先債権
- ・一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引当てています。
- ・破綻懸念先債権
- ・債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。
- ・破綻先債権および実質破綻先債権
- ・債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

①貸借対照表計上額および時価 (単位: 百万円)

	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	179	179	82	82
非上場株式等	6,885	-	7,658	-
その他	7,700	-	7,700	-
合計	14,764	179	15,440	82

注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。  
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位: 百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	9	3
売却損	8	36
償却	-	-

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位: 百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	△2	△2

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位: 百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	-	-

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」を除き、投資信託の出資等エクスポージャーを含んでいます。

出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	2018年度末	2019年度末
ロック・スルー方式	4,689	4,300
マウント方式	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-
合計	4,689	4,300

(9) 金利リスクに関する事項

①金融リスク量 (単位: 百万円)

	2019年度末	2018年度末
V a R	6,501	7,153

②IRRBB (銀行勘定の金利リスク) (単位: 百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	19,425	21,597	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	839	-
3	スティープ化	-	-	-	-
4	フラット化	-	-	-	-
5	短期金利上昇	-	-	-	-
6	短期金利低下	-	-	-	-
7	最大値	-	-	-	-
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	56,739	54,753		

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。  
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号 (2019年2月18日) による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB (銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、・・・の記号は告示の様式上に定められているものです。  
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック (金利リスク量を算定する時の市場金利の変動) に対する経済的価値の減少額として計測されるものです (経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。  
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです (金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、地方債、事業債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っております。また、預金による調達を主として資金調達を行っております。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク (金利リスク、株価変動リスク、為替リスク) および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクは、定期的にBPV (ベシス・ポイント・バリュウ) およびVaR (バリュウ・アット・リスク) 計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク (IRRBB) について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEおよび△NIIを四半期ペースで計測しています。この計測結果は、経営管理委員会で協議し、常務会に報告しております。

金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
  - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.643年です。
  - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
10年としております。
  - 流動性預金への満期の割り当て方法 (コア預金モデル等) およびその前提金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や地域別の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。  
推測値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っております。
  - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提  
PSJモデルを採用しています。
  - 複数通貨の集計方法およびその前提  
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。
  - スプレッドに関する前提  
スプレッドおよびその変動は考慮していません。
  - 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提  
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
  - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
当期末の△EVEは19,425百万円 (前期末比△2,172百万円) となり、減少しました。
  - 計測値の解釈や重要性に関する説明  
△EVEの計測値は、自己資本対比で34.24%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っていますが、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
  - 金利ショックに関する説明  
当金庫ではVaR (バリュウ・アット・リスク) をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
  - 金利リスク計測の前提およびその意味 (特に定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)  
VaRは、保有期間6カ月 (一部の資産負債については1カ月)、信頼水準99%、観測期間5年 (一部の資産負債については1年) の条件のもとで分散共分散法により算出しています。流動性預金については、コア預金モデル (内部モデル) を採用し、貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関しては、考慮していません。

(10) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③リーガルリスク、④その他リスク (人的リスク、有形資産リスク、風評リスクなど) に区分し、管理しています。

オペレーショナル・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する統合的リスク管理方針のなかで上記①~④の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「統合的リスク管理規程」を制定しています。

オペレーショナル・リスクの管理に当たっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーショナル・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議し、常務会および理事会に定期的に報告しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。